

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和三年二月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ橿原北店

所在地 橿原市小槻町五一五

二 橿原市から聴取した意見の概要

環境企画課

1 廃棄物の減量化及び資源化に努めること。

2 事業活動に伴って、橿原市内で発生した一般廃棄物（ごみ）（以下「事業系一般廃棄物」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び橿原市一般廃棄物処理計画に従って分別、保管及び排出を行う等、排出事業者自らの責任において適正に処理すること。

3 事業系一般廃棄物の運搬を他人に委託する場合には、橿原市が許可する一般廃棄物収集運搬業者又は環境省令で定める者に委託すること。

4 事業系一般廃棄物を橿原市の処理施設にて処理する場合には、橿原市一般廃棄物処理計画（一般廃棄物の区分及び処理施設への搬入の方法）に従い搬入すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和三年二月九日から同年三月九日まで。ただし、奈良県の休日を含め定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで